

地域計画

策定年月日	令和7年3月31日
更新年月日	(第1回)
目標年度	令和16年度
市町村名 (市町村コード)	兵庫県多可郡多可町 (283657)
地域名 (地域内農業集落名)	中区 (安坂集落)

注:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積(農業上の利用が行われる農用地等の区域)	21.0 ha
① 農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	11.0 ha
② 田の面積	20.4 ha
③ 畑の面積(果樹、茶等を含む)	0.6 ha
④ 区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計	5.0 ha
⑤ 区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	5.5 ha
(参考)区域内における70才以上の農業者の農地面積の合計	ha
うち後継者不在の農業者の農地面積の合計	ha
(備考)	

注1:①については、農業振興地域担当部局と調整の上、記載してください。

2:②及び③については、農業委員会の農地台帳の面積(現況地目)に基づき記載してください。

3:④については、規模縮小又は離農の意向のある農地面積を記載してください。

4:⑤については、区域内に特定することができない場合には、引き受ける意向のあるすべての農地面積を記載の上、備考欄にその旨記載してください。

5:(参考)の区域内における70才以上の農業者の農地面積等については、できる限り記載するように努めてください。

6:「区域内の農用地等面積」に遊休農地が含まれている場合には、備考欄にその面積を記載してください。

(2) 地域農業の現状及び課題

現状:ほ場整備された農業振興地域と旧線路東の未整備ほ場からなる約21.0haの農地がある。水稻を栽培している農業者は12名で、このうち9名が酒米山田錦、10名が丹波黒大豆に取り組んでいる。平均年齢は約70歳で、60歳以下の後継者のいる農家は5戸である。集落戸数は200以上あるが農家戸数は約17%である。水稻は自己完結が5戸、黒大豆は8戸で脱粒機の共同利用をしている。後継者のいる農家が5戸あるが、基幹作業に取り組む者は1名である。

課題:後継者が少なく、人材の育成と受け皿となる集落営農組織の法人化が必要である。さらに、隣接集落と連携を図り、広域営農組織による担い手の確保が必要である。

【基礎データ】

- ・農家軒数 87軒 うち認定農業者1名、集落営農1組織
- ・主な作物 水稻(うるち米、酒造好適米)、黒大豆、一般野菜

(3) 地域における農業の将来の在り方(作物の生産や栽培方法については、必須記載事項)

高単価で安定している酒米山田錦の生産安定(特に特別栽培)と経費削減を図ることにより利益を高める。また、販路が確定している丹波黒大豆の収量向上を進める。さらに、水稻後ほ場での冬野菜に取り組み、1~4月の閑散期における農家の収益確保を図る。

集落営農の法人化により地域農業を支える経営体を育成・確保し、さらに近隣集落と連携を図りながら広域的な担い手の確保に取り組む。

非農家も含めた地域住民による水路掃除を年1回実施し、地域全体で守る体制作りを引き続き構築する。

2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

(1)農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針			
農地所有者の理解を得て農地バンクへの貸付けを進め、担い手への農地の集積・集約化を基本としつつ、担い手の農作業に支障がない範囲で農業を担う者により農地利用を進める。			
(2)担い手(効率的かつ安定的な経営を営む者)に対する農用地の集積に関する目標			
現状の集積率	15.5	%	将来の目標とする集積率 17.8 %
(3)農用地の集団化(集約化)に関する目標			
・中心となる担い手がお互いの営農農地の効率的な団地化に向け調整することにより団地化を進める。			

3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置

(1)農用地の集積、集団化の取組			
・中心となる担い手がお互いの営農農地の効率的な団地化に向け調整することにより団地化を進める。			
(2)農地中間管理機構の活用方法			
・集積・集約化に向けて農地中間管理機構の活用を検討する。いきいき農地バンク制度等の利用も将来的には視野に入りたいが、現段階では未定。			
(3)基盤整備事業への取組			
・農用地の大規模化については当集落では難しいが、機会を捉えて老朽化した用排水路の再整備やパイプライン化による効率的な水資源管理に向け、町や県の関係機関へ働きかけることとする。			
(4)多様な経営体の確保・育成の取組			
・新規就農者や有機農業者なども積極的に誘致すると共に、山際の農地については果樹栽培やアジサイ等の花き栽培などを奨励し、耕作放棄地の拡大に歯止めをかけたい。加えて、自給的農家についても農地を守る経営体として捉え、非農家の営農希望者には村内農地の斡旋をしていく。			
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業体等への農作業委託の取組			
・JAみのりによる航空防除の実施。また基幹作業の委託も検討する。			

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☒ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☒ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組内容】

- ① 獣害被害の拡大を防ぐため、獣害柵の点検と補修を定期的実施するとともに、猟友会と連携して、箱罠設置により有害鳥獣駆除に積極的に取り組む。また、バッファゾーンの整備にも隣接集落と連携し事業化に向けて要望活動を続け、獣害に強い集落づくりに取り組む。
- ② 緑肥、堆肥などを積極的に導入し、減農薬、減化学肥料に努め、環境に配慮した持続可能な農業を進める。
- ③ ⑦ 傾斜の長い農用地法面やため池が多く、草刈り機による除草作業が多いことから、各種交付金等を活用しながらラジコン草刈り機を導入し、省力化と怪我や事故防止に努める。
- ⑤ 山際の農地は果樹や花き栽培を推奨することで遊休農地化の防止に努める。

4 地域内の農業を担う者一覧(目標地図に位置付ける者)

属性	農業を担う者 (氏名・名称)	現状			10年後 (目標年度:令和 16 年度)				
		経営作目等	経営面積	作業受託面積	経営作目等	経営面積	作業受託面積	目標地図上の表示	備考
認農利用者	A	水稻・黒大豆	2.6 ha	- ha	水稻・黒大豆	3.1 ha	- ha	1	
利用者	B	水稻・黒大豆	1.7 ha	- ha	水稻・黒大豆	2.4 ha	- ha	2	
利用者	C	水稻・黒大豆	2.5 ha	- ha	水稻・黒大豆	2.0 ha	- ha	3	
利用者	D	水稻・黒大豆	2.3 ha	- ha	水稻・黒大豆	3.2 ha	- ha	4	
利用者	E	水稻・黒大豆	0.1 ha	- ha	水稻・黒大豆	4.0 ha	- ha	5	
利用者	区域内農地の利用者	水稻等	ha	ha		ha	ha	白地	
計	6経営体		9.2 ha	0.0 ha		14.7 ha	0.0 ha		

5 農業支援サービス事業体一覧(任意記載事項)

番号	事業体名 (氏名・名称)	作業内容	対象品目
1	みのり農業協同組合	防除	水稻

6 目標地図(別添のとおり)

7 基盤法第22条の3(地域計画に係る提案の特例)を活用する場合には、以下を記載してください。

農用地所有者等数(人)		うち計画同意者数(人・%)	
-------------	--	---------------	--

注1:「農用地所有者等」欄には、区域内の農用地等の所有者、賃借人等の使用収益権者の数を記載してください。
注2:「うち計画同意者数」欄には、同意者数を記載してください。
注3:提案する地区の対象となる範囲を目標地図に明記してください。

(留意事項)

農業を担う者を位置付ける際、これらの者の氏名が含まれた地域計画について、法令に基づく手続として、本人の同意なく、関係者の意見聴取や、地域計画の案の縦覧、地域計画の公告を行うことができますが、個人情報保有するに当たっては、利用目的をできる限り特定し、本人から直接書面に記録された個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示してください。

また、市町村の公報への掲載等とは別に、インターネットの利用により関係者以外の不特定多数に対して情報を提供する場合は、氏名を削除するなど配慮してください。

必要に応じて区域内の農用地の一覧を参考として添付してください。